

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 認可外保育施設安全対策強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子育て支援課 保育支援係 電話番号：058-272-1111(内3537)

E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,560千円 (前年度予算額： 9,524千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	9,524	4,762	0	0	0	0	0	0
要求額	9,560	4,780	0	0	0	0	0	0
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化においては、令和6年9月に5年間の経過措置期間が終了し、指導監督基準を満たしていない認可外施設は原則対象外となつた。

岐阜市を除く県内の認可外保育施設については、県が立入調査を定期的に実施しているが、令和7年4月1日現在で約1割の施設が基準に適合していない状況であり、保育環境の改善が求められている。また、基準に適合している施設のうち、不適合となる懸念がある施設に対しても引き続き無償化の対象となるためきめ細かく指導等を行う必要がある。

さらに、不適切保育に関する通報があった施設へのフォローアップを実施し、再発防止を図る。

(2) 事業内容

県の体制で不足する分を専門的知見を有する者がフォローすることで保育の質の確保・向上を図る。

<こども家庭庁：保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
(保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業) 活用事業>

(3) 県負担・補助率の考え方

国1／2、県1／2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	9,560	認可外保育施設安全対策強化事業委託料
合計	9,560	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

2. 健やかで安らかな地域づくり (1)③子どもを産み育てやすい地域づくり

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

法に基づく届出をされた認可外保育施設が、経過措置期間終了後においても幼児教育・保育の無償化対象となる国基準に適合する施設となるよう支援を実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R1)	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
①基準適合割合 (%)	70	83.7	90.7	100	100	91%

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令 和 4 年 度	・ 80施設に対し巡回支援指導を行い、基準等に照らした運営が適切に行われるよう効率的な指導・助言を行った。
	指標① 目標：－ 実績：75.4% 達成率：－ %
令 和 5 年 度	・ 80施設に対し巡回支援指導を行い、基準等に照らした運営が適切に行われるよう効率的な指導・助言を行った。
	指標① 目標：－ 実績：83.7% 達成率：－ %
令 和 6 年 度	・ 80施設に対し巡回支援指導を行い、基準等に照らした運営が適切に行われるよう効率的な指導・助言を行った。
	指標① 目標：－ 実績：90.7% 達成率：－ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	認可外保育施設について、5年間の経過措置期間終了後も、国の基準を満たすよう、基準不適合施設に対する指導を強化していく必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	県の立入調査による指摘事項について、その改善案を提示、助言するなど施設側の具体的な対応を促し、きめ細かくフォローしており、今後も効果が見込まれる。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	県事務所の体制で不足する分を委託事業により一部カバーすることで、切れ目のないフォローが行えるため、短期間での効果が現れることから事業の効率性が高い。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

経過措置終了後は、基準に適合しない場合は無償化の対象外となることから、利用者が不利益を被ることがないよう、全施設が国の基準に適合するよう指導を実施する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

経過措置終了後も、児童の安全・安心を確保するため、継続して支援を実施する必要がある。